

建築分野における曖昧事例

【事例1】構造計算書

A建築士は、マンション建築の際に提出される確認申請書類の構造計算書を偽装した。

【事例2】瑕疵の隠ぺい

B建築士は、自社で施工した住宅に、床に傾きがある等の瑕疵があったにもかかわらずそれらを隠ぺいし、そのまま施主に引渡しをした。

【事例3】写真提出

完了検査を受けたマンションの建築現場で、手すりの高さが不足する不備を指摘された。不備を是正した後、後日写真提出を求められたが、C建築士は是正の措置を取らず、ダミーの手すりを準備し、くさびで仮止めをして、あたかも是正をしたかのような写真を撮影し、建築主事に提出をした。

【事例4】小屋裏収納

D建築士は、施主の依頼で小屋裏収納を確認申請図面に記載せず、工事中に準備をし、完了検査後に施工した。

【事例5】書庫申請

狭小敷地で1階の寝室に採光が取れず、E建築士は、室用途を書庫として申請をした。

【事例6】ピロティー

玄関ポーチ脇にある、車庫として使用することが可能な、外気に十分開放された広いピロティーについて、F建築士は施主に、完了検査時には車を駐車しないように指導した。(申請上は、特定用途の有しない外部のピロティー)

【事例7】カーポート

建築基準法22条指定区域内の屋根に制限がある地域において、法の制限を受けるポリカーボネート製のカーポートの施工について、G建築士は施主に、メーカー直接工事とし完了検査終了後に施工するよう指導した。

【事例8】軽微な施工不良

図面ミスにより、アンカーボルトの位置と土台プレカットの位置がずれてしまった。H建築士は、現況より構造耐力上支障がないと判断し、新たに土台に穴を開け、既存の穴はそのままに納めた。また、特に問題はないと判断し、上司にも施主にも報告はしなかった。

【事例9】北側斜線

確認済証の交付後、I建築士は、施主の依頼で建物の配置を変更し着工した。竣工近くになり計画変更届を提出したところ、軒先の一部が北側斜線制限にかかることが判明。施主に報告をし、承諾を受けて現場で軒先の一部をカットし、北側斜線制限に適合させた。

【事例10】完璧な業務

J建築士は、設計業務全般においてミスなく、現場も精度良くかつ安全に終え、施主も満足してくれた。